

体育行事参加補助金交付要綱

- 対 象 当組合の組合員（被保険者）で、組合が開催する体育行事に参加できない地域に所在する事業所及び支社・支店・営業所等に勤務している方など。但し、組合が開催する体育行事に参加した場合、また参加できる地域にお住まいの方は対象外。
- (1) 事業所または支社・支店等において体育行事を実施した場合。
(2) 自治体、体育協会及び業界団体等が主催する体育行事に参加した場合。
- ※ 社員旅行等の際に上記行事を行った場合は、対象外となります。
- 補助金交付の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施したものに限ります。
- 補助金の限度額及び対象 (1) 補助金の限度額
補助対象となる体育行事に参加した組合員（被保険者）に対し、1人あたり年間3,000円を限度として交付します。
(2) 補助の対象
当該行事实施に必要とするもの（会場使用料、用具代、賞品代、体育行事参加費等）に限ります。
(3) 補助の対象外
交通費、懇親会費（アルコール類・おつまみ・おかし等）および組合が対象と認められない費用。
- 手 続 き (1) 体育行事实施前に、別紙様式1「体育行事实施申請書」と「実施要綱（企画書）」を組合宛に1ヶ月前までに必ず提出し、補助金交付事業としての承認を受けてください。

- (2) 体育行事実施後に、別紙様式2「体育行事参加補助金交付請求書」、「請求者名簿」、「実施費用明細書」、「実施報告書」に必要事項を記入し、領収書またはレシートの現物及び成績一覧表・実施状況のわかる参加者全員の集合写真を添付のうえ、各支店・営業所等を統括する本社の健保事務担当者を経由して保健施設事業課宛にご提出ください。

なお、大阪支部管掌事業所は大阪支部に提出してください。

※記入漏れがないようご確認ください。

※「実施報告書」には大会内容、実施方法、順位等を詳しく記入してください。

記入した内容が不足している場合は再度ご提出していただく場合があります。

注 意 事 項

- (1) 実施日1ヶ月前までに必ず申請書原本を提出してください。
- (2) 複数の支社・支店・営業所等が合同で実施する場合は、それぞれの支社・支店・営業所等で申請・請求してください。
- (3) 実施費用内訳は単価等がわかるように記入してください。

問 い 合 わ せ

出版健康保険組合 保健施設事業課

電話 03-3292-5004

〒101-8304 東京都千代田区神田駿河台1-7

出版健康保険組合 大阪支部

電話 06-6944-4300

〒540-0012 大阪府中央区谷町1-7-4

MF天満橋ビル9F